

別表十（十）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法第2条第29号の2ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る受託法人（法第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいいます。2において同じです。）が措置法第68条の3の2第1項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書のⅡは、措置法第68条の3の3第1項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。